

# ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示の推移(主なもの)

参考資料2

第1回自動車運転者労働時間等専門委員会資料  
(令和元年12月19日)

	2・9通達 ※実作業時間についての基準を定めたもの	2・7通達 ※以降拘束時間規制を中心に基準を定めたもの	平成元年 (労働省告示第7号) ※改善基準告示制定	平成3年改正 (労働省告示第79号) ※週46時間制に移行	平成4年改正 (労働省告示第99号) ※週44時間制に移行	平成9年改正 (労働省告示第4号) ※週40時間制に移行
発効日	昭和42年2月9日	昭和54年12月27日	平成元年2月9日	平成4年1月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
拘束時間	所定の実作業時間は、 ○2週間平均1週間 48時間 ○1日 11時間	○2週間平均1日 14時間 (最大16時間まで延長可) ※車庫待ち等は24時間まで延長可(16時間超は2週間3回まで等)	○1か月 325時間 (車庫待ち等は350時間) ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可) ※車庫待ち等は24時間まで延長可(16時間超は1か月7回以内等)	○1か月 325時間 (車庫待ち等は350時間) ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可) ※車庫待ち等は24時間まで延長可(16時間超は1か月7回以内等)	○1か月 312時間 (車庫待ち等は336時間) ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可) ※車庫待ち等は24時間まで延長可(16時間超は1か月7回以内等)	○1か月 299時間 (車庫待ち等は322時間) ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可) ※車庫待ち等は24時間まで延長可(16時間超は1か月7回以内等)
休息期間	規定なし	連続した8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上
運転時間	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
連続運転時間	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
時間外労働	所定の実作業時間をこえる実作業時間は1日について2時間以下、1年について150時間以下	一定期間は2週間及び1か月以上3か月以内の期間を協定	一定期間は1か月の期間を協定 ハイヤーの一定期間は3か月以内の月単位(目安時間あり)	一定期間は1か月の期間を協定 ハイヤーの一定期間は1か月又は3か月及び1年間(目安時間あり)	一定期間は1か月の期間を協定 ハイヤーの一定期間は1か月又は3か月及び1年間(目安時間あり)	一定期間は1か月の期間を協定 ハイヤーの一定期間は1か月又は3か月及び1年間(目安時間あり)
休日労働	4週間に2回が限度	2週間に1回が限度かつ、2週間の総拘束時間が168時間(14時間×12日)を超えない範囲内	2週間に1回が限度かつ、1か月・1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1か月・1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1か月・1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1か月・1日の拘束時間の範囲内
特例	隔日勤務について別規定あり ○2暦日の拘束時間:18時間(事業場外のみ) ○所定の実作業時間が11時間を超える者についてはその翌日は実作業につかせないこと	隔日勤務について別規定あり ○2暦日の拘束時間:21時間 ○休息期間:連続した20時間以上 ※車庫待ち等は2暦日24時間まで延長可(2週間3回まで等)	隔日勤務について別規定あり ○1か月の拘束時間:270時間 ○2暦日の拘束時間:21時間 ○休息期間:連続した20時間以上 ※車庫待ち等は1か月290時間、2暦日24時間まで延長可(2暦日21時間超は1か月7回以内等)	隔日勤務について別規定あり ○1か月の拘束時間:270時間 ○2暦日の拘束時間:21時間 ○休息期間:連続した20時間以上 ※車庫待ち等は1か月290時間、2暦日24時間まで延長可(2暦日21時間超は1か月7回以内等)	隔日勤務について別規定あり ○1か月の拘束時間:270時間 ○2暦日の拘束時間:21時間 ○休息期間:連続した20時間以上 ※車庫待ち等は1か月290時間、2暦日24時間まで延長可(2暦日21時間超は1か月7回以内等)	隔日勤務について別規定あり ○1か月の拘束時間:262時間(地域的事情は1年のうち6か月270時間まで延長可) ○2暦日の拘束時間:21時間 ○休息期間:連続した20時間以上 ※車庫待ち等は1か月20時間を加えた時間、2暦日24時間まで延長可(2暦日の延長1か月7回以内等)

※赤字は前回からの改正点

トラック運転者の改善基準告示の推移(主なもの)

参考資料2

第1回自動車運転者労働時間等専門委員会資料  
(令和元年12月19日)

	2・9通達 ※実作業時間についての 基準を定めたもの	2・7通達 ※以降拘束時間規制を中 心に基準を定めたもの	平成元年 (労働省告示第7号) ※改善基準告示制定	平成3年改正 (労働省告示第79号) ※週46時間制に移行	平成4年改正 (労働省告示第99号) ※週44時間制に移行	平成9年改正 (労働省告示第4号) ※週40時間制に移行
発効日	昭和42年2月9日	昭和54年12月27日	平成元年2月9日	平成4年1月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
拘束時間	所定の実作業時間は、 ○2週間平均1週間 48時間  ○1日 11時間	○2週間平均1日 13時間 (最大16時間まで延長可。た だし、15時間超は1週間2回ま で)	○2週間平均1週間 78時間  ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。た だし、15時間超は週に2回まで)	○2週間 143時間 ○4週間 273時間  ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。た だし、15時間超は週に2回まで)	○2週間 143時間 ○4週間 273時間  ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。た だし、15時間超は週に2回まで)	○1年 3,516時間 ○1か月 293時間 (1年のうち6か月320時間 まで延長可)  ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。た だし、15時間超は週に2回まで)
休息期間	規定なし	連続した8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上
運転時間	規定なし	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 48時間	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 48時間	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 44時間	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 44時間	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 44時間
連続運転時間	規定なし	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内
時間外労働	所定の実作業時間をこえる実 作業時間は1日について2時 間以下、1年について150時間 以下	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定
休日労働	4週間に2回が限度	2週間に1回が限度かつ、2週 間の総拘束時間が156時間 (13時間×12日)を超えない範 囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間・1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間及び4週間・1日の拘束時間 の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間及び4週間・1日の拘束時間 の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1か 月・1日の拘束時間の範囲内
特例	2人乗務及び隔日勤務につい て別規定あり	分割休息、2人乗務、隔日勤 務及びフェリー乗船について 特例あり	分割休息、2人乗務、隔日勤 務及びフェリー乗船における 特例は労働基準局長通達の 定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤 務及びフェリー乗船における 特例は労働基準局長通達の 定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤 務及びフェリー乗船における 特例は労働基準局長通達の 定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤 務及びフェリー乗船における 特例は労働基準局長通達の 定めによる

※赤字は前回からの改正点

バス運転者の改善基準告示の推移(主なもの)

参考資料2

第1回自動車運転者労働時間等専門委員会資料  
(令和元年12月19日)

	2・9通達 ※実作業時間についての基準を定めたもの	2・7通達 ※以降拘束時間規制を中心に基準を定めたもの	平成元年 (労働省告示第7号) ※改善基準告示制定	平成3年改正 (労働省告示第79号) ※週46時間制に移行	平成4年改正 (労働省告示第99号) ※週44時間制に移行	平成9年改正 (労働省告示第4号) ※週40時間制に移行 ※トラックの準用規定から独自の規定に変更。
発効日	昭和42年2月9日	昭和54年12月27日	平成元年2月9日	平成4年1月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
拘束時間	所定の実作業時間は、 ○2週間平均1週間 48時間 ○1日 11時間	○2週間平均1日 13時間 (最大16時間まで延長可。ただし、15時間超は1週間2回まで)	○2週間平均1週間 78時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。ただし、15時間超は週に2回まで)	○2週間平均1週間 75時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。ただし、15時間超は週に2回まで)	○2週間平均1週間 71.5時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。ただし、15時間超は週に2回まで)	○4週間平均1週間 65時間 ※貸切バス等は52週間のうち16週間まで71.5時間まで延長可 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。ただし、15時間超は週に2回まで)
休息期間	規定なし	連続した8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上	継続8時間以上
運転時間	規定なし	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 48時間	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 48時間	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 46時間	○2日平均1日 9時間 ○2週間平均1週間 44時間	○2日平均1日 9時間 ○4週間平均1週間 40時間 ※貸切バス等は52週間について2,080時間を超えない範囲内で52週間のうち16週間まで44時間まで延長可
連続運転時間	規定なし	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内
時間外労働	所定の実作業時間をこえる実作業時間は1日について2時間以下、1年について150時間以下	一定期間は2週間及び1か月以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上、3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上、3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上、3か月以内の期間を協定
休日労働	4週間に2回が限度	2週間に1回が限度かつ、2週間の総拘束時間が156時間(13時間×12日)を超えない範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週間・1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週間・1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週間・1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、4週間・1日の拘束時間の範囲内
特例	2人乗務及び隔日勤務について別規定あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船について特例あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる

※赤字は前回からの改正点